

2016年7月8日

各位

株式会社 三井住友銀行

女性活躍推進法に基づく認定取得について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、2016年6月30日、厚生労働大臣より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）に基づき、「えるぼし」企業として認定を受けました。

当該認定は、2016年4月1日施行の女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定と、その旨の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況の優良な企業が、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は基準を満たす項目数に応じて3段階（ ）あり、当行は、採用における男女別の競争倍率の差異が小さいこと、法定時間外労働時間、女性管理職比率、多様なキャリアコースを選択できる制度が用意されていること、の4項目で基準を満たし、3段階中、2段階目の認定を取得しました。

当行は、多様な人材の活躍こそが競争力の源泉であり、成長戦略そのものであると位置付けて、ダイバーシティ推進に取り組んでいます。特に、従業員の半数を占める女性の活躍推進については、対象別のきめ細かなキャリア支援策を実施しているほか、長時間労働の是正および柔軟な勤務を実現する「働き方改革」等、多角的な取組みを行っています。尚、女性管理職比率については、2020年度末までに20%まで引き上げることを当面の目標に掲げています（2016年4月末現在、約17%）。

今後とも、女性を含む多様な人材が生き生きと活躍できる組織づくりに向けて、取組みの継続・深化を図ってまいります。

（ ）認定の段階について

評価項目は、採用における男女別の競争倍率、男女別の継続就業期間、労働時間等の働き方、女性の管理職比率、多様なキャリアコースの5項目。このうち、1段階目は1~2項目、2段階目は3~4項目、3段階目は全5項目全てを満たす必要がある。

<参考> 女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし<2段階目>」（認定を受けた企業が使用できるマーク）



以上